

# 入札心得

(趣旨)

第1条 立山町が発注する建設工事並びに建設工事に関する測量、設計及び調査等の委託業務（以下「委託業務」という。）並びに物品等の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、立山町財務規則（平成2年立山町規則第7号）その他法令に定めるもののほか、この入札心得（以下「心得」という。）に定めるところによるものとする。

(入札の基本的事項)

第2条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書並びに競争入札に係る公告又は指名通知書を熟覧のうえ、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、公告で指定する日又は入札日の前日まで関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書には、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、「入札書在中」と明記しなければならない。

3 入札者（建設工事に係る入札に限る。）は、入札書を投函する前に入札を執行する者に入札書に記載する金額の積算根拠を示す書面（以下「工事費内訳書」という。）を提出しなければならない。提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

4 入札者は、一旦提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回をすることができない。

5 指定した場所及び時刻までに投函しなかった場合は、棄権したものとする。

6 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、投函後であっても、入札の辞退があったものとして取り扱う。

また、入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。

7 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を持参させなければならない。

8 入札の条件として工事費内訳書の持参を求めている場合は、必要に応じて、入札書と同時に工事費内訳書を提出させることができる。

9 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当課に直接持参し、又は郵送（公告で指定する日又は入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 指名競争入札を行う場合、入札の辞退等により入札参加者が1人のときは、入札執行を中止するものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に低触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札の意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第4条 入札参加者が独禁法に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は、入札執行を延期し、若しくは中止することがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 記名押印のない入札及び入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札

(3) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

(4) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした入札

(5) 必要な記載事項を確認できない入札

(6) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に定められた入札に関する事項に違反した入札

(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札後直ちに入札者立会のうえ行うものとする。

(落札者の決定)

第7条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者（一般競争入札において事後審査方式を行った場合は落札候補者）とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

- 2 調査基準価格を設けた場合で、当該調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、必要な調査を行ったうえ落札者を決定し、後日結果を通知する。
- 3 前項の規定に基づく調査の対象になった者は、当該調査に誠実に応じなければならない。
- 4 第2項に規定する調査に応じないとき又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなす。
- 5 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 6 前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表しているときは、再度入札は行わない。

- 2 第5条の規定により入札が無効とされた者は、特別の場合を除き、当該入札に再度参加することができない。

(契約書の締結)

第9条 落札者は、落札決定した日から7日以内(立山町の休日を定める条例(平成元年立山町条例第21号)の休日を除く。以下この項において「休日」という。)に契約を締結しなければならない。ただし、請負代金額が500万円未満の場合、5日(休日を除く。)以内に契約を締結しなければならない。また、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第4号)の規定に該当する契約については、仮契約を締結し、立山町議会において契約議案が可決された後、本契約を締結するものとする。仮契約が立山町議会で否決されたときは無効とし、立山町はその一切の責任を負わない。

- 2 落札者は、請負代金額が500万円以上の場合、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- 4 第2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1(落札者が前条第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を受けた者である場合にあっては、10分の3)以上としなければならない。
- 5 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 6 落札者が契約を締結するまでの間に、立山町から入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- 7 委託業務及び物品等に係る契約の締結については、第1項中「7日」とあるのは「5日」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、第1項ただし書、第2項及び第4項の規定は適用しないものとする。

(不服申立て)

第10条 入札参加者は、入札後、この心得、仕様書、設計図書、契約書案及び現場等について不明を理由として不服を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和6年10月1日から施行する。